

入札参加資格申請（一般委託・物品等） に関するよくある質問

質 問 内 容	回 答
申請書類・業者登録受付システム共通： 申請書の所在地について 本社は大阪にあり、そちらで登記もしているが、主たる営業所は東京となっている。 申請書の所在地はどちらになるか。	『所在地』の欄には、主たる営業所としての本社（本店）の情報を記載してください。 『登記上の所在地』の欄には、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている所在地を記載してください。 今回のケースであれば、『所在地』には東京、『登記上の所在地』には大阪を記載してください。 なお、『登記上の所在地』が『所在地』と同じである場合は、『登記上の所在地』の記載は不要です。
申請書類・業者登録受付システム共通： 『1-a 施設総合管理』と『7-w 施設運営管理・指定管理』の違いを教えてください。	『1-a 施設総合管理』は建物の全体管理は門真市が行い、清掃や警備等の建物管理における一部の業務を委託する場合を想定しています。 一方、『7-w 施設運営管理・指定管理』は運営管理（指定管理）を想定しているので、業務内容に清掃や警備等も含まれ、『1-a 施設総合管理』の内容と重複する場合もありますが、登録していただくには運営管理（指定管理）を行えることが条件となります。
申請書類・業者登録受付システム共通： 「食料品関係」で登録する場合の「食品衛生監視票」について 調査日、発行日等に制限（直近3ヶ月等）はあるのか？	制限はありません。
申請書類・業者登録受付システム共通： 給食物資納入の登録をするために、入札参加申請以外に提出しなければならない書類の様式はどこに載っているか。	給食物資納入業者登録の申請書類はホームページに掲載しています。 受付期間等の詳細は教育総務課保健・給食G（06-6902-6413）へお問合せください。
申請書類・業者登録受付システム共通： 教育総務課施設・給食Gへの給食物資納入の申請が済んでいるが、総務課契約グループへの入札参加資格申請が済んでいない（登録が確認できない）場合は、給食物資の業者として登録されるのか。	教育総務課保健・給食G（06-6902-6413）へお問合せください。
申請書類・業者登録受付システム共通： 近い将来に、業者基本情報（商号または名称、本店情報・営業所支店情報）の変更が予定されていますが、申請時には新旧どちらの情報で申請を行えばよいですか？	申請時点の情報で申請を行ってください。申請後に、業者基本情報（商号または名称、本店情報・営業所支店情報）に変更が発生する場合は、変更が発生した時点で本市ホームページ下記URLから変更届を取得し添付書類を添えて届出してください。 https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/nyusatsu/nyuusatu/24972.html
申請書類： 代表取締役が2名（A、B）おり、そのうちのAが代表者となっており、Aの氏名が入った実印を登録している。 この度、代表者がBに変更となったが、Aの氏名が入った実印をそのまま使用したい。 特に問題はないか。	代表者がBに変更となった場合は、Bが法務局へ登録している印鑑（実印）を使用してください。
申請書類： 郵送の方法等について	速達や簡易書留等、郵送の方法に指定はありません。
申請書類： 誓約書について 府営に提出する役員名簿の『役員』とは、どの範囲までを指すか。	会社法に規定のある「取締役」「会計参与」「監査役」を指します。
申請書類： 国税について、納税猶予を受けているため、納税証明書が提出できない。 どうすればよいか。	特例猶予（新型コロナウイルス感染症の影響による猶予）を受けている方に限り、納税証明書に替えて①又は②の書類を提出してください。 【法人】 ①納税の猶予許可通知書の写し （法人税及び消費税・地方消費税の記載のあるもの。記載がない場合は、直近1年の納税証明書（その1）も必要） ②納税証明書（その1） （直近1年の法人税及び消費税・地方消費税） 【個人】 ①納税の猶予許可通知書の写し （所得税及び消費税・地方消費税の記載のあるもの。記載がない場合は、直近1年の納税証明書（その1）も必要） ②納税証明書（その1） （直近1年の所得税及び消費税・地方消費税）
申請書類： 許可の証明書について ①申請業務を行うにあたり許可が不要な場合は、許可証明書はださなくても申請可能か。 ②支店で業者登録をする場合、支店でもっている許可証明書を提出する必要があるのか。本店の許可証明書の提出ではいけませんか。	①一覧表に記載の許可・資格等は例示です。業務を行うにあたり許可が不要であれば、提出不要です。ただし、一覧表に記載のない許可・資格等であっても、業務を行うにあたり必要なものがあれば提出してください。 ②支店で許可を取得する必要がある許可証明書の場合は、支店の許可証明書が必要です。
申請書類： 過去の申請書類で登録通知用はがきの提出を求められたこともありますが、今回も必要ですか。	審査結果は令和8年4月1日に本市ホームページ（ https://www.city.kadoma.osaka.jp/ ）の「入札・契約情報」に登録業者の公表を行うことで通知に代えさせていただきますのではがきは不要です。
業者登録受付システム： 「所在地区分」について 本店は大阪市内（中央区）にあり、受任先は大阪市内（鶴見区）としているが、門真市にも営業所があり、納税証明書が提出できる場合、準市内業者となりますか。	準市内業者の定義を「本店の所在地が本市の区域外にあり、門真市と直接取引する支店又は営業所等が本市の区域内にある者」としているため、市外業者となります。
業者登録受付システム： 従業員総数は、役員を除いた総数でよいか。	役員を除いた総数で記入して下さい。
業者登録受付システム： 国または地方公共団体との取引実績について ①国または地方公共団体との取引実績は、下請業者としての実績も含まれるか。 ②受任先でない他支店の実績も含めて記載して良いか。 ③国または地方公共団体に独立行政法人、公益財団法人、国立大学法人等は含まれるか？	①元請の実績のみを記入してください。 ②構いません。 ③含まれません。
業者登録受付システム： 業者登録受付システムの稼働時間を教えてください。	業者登録受付システムは24時間稼働しています。 （システムのメンテナンスのため、18時以降にシステムを利用できない場合があります。）
業者登録受付システム： メールアドレス欄は現在の営業担当者のものでも構いませんか	指名競争入札や指名見積依頼を行う際に記載いただいたメールアドレスに送信させていただきますのでご担当が変わられた場合は速やかに変更届を出す限りにおいては記載いただいて構いませんが、届出のタイムラグ等もあることから、会社窓口のメールアドレスの記載を推奨します。
業者登録受付システム： 業者登録受付システムにて申請を行うということは今後の入札は電子入札システムにて行うのでしょうか。 登録済みのICカードがないと、業者登録受付システムにログインできませんか？	令和8年度以降も委託・物品につきましては原則郵便入札にて行い、電子入札は行いません。そのためICカードの事前登録も不要です。
業者登録受付システム： 現在、インターネットの接続環境が整っていない若しくはインターネット接続に必要なパソコン等を持ち合わせていない場合はどう対応すればいいですか？	門真市役所総務部総務課契約グループ（門真市中町1番1号）にて関係書類をお渡ししますので該当項目を記載の上提出をお願いします。なお、希望される場合は事前にご連絡（06-6902-5746）願います。
業者登録受付システム： 業者登録受付システムに登録しましたが、整理番号（ユーザID）と暗証コードを忘れてしまいました。	門真市役所総務部総務課契約グループにお問い合わせ（ sanka@city.kadoma.osaka.jp ）ください。